一般社団法人 絆 介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

事業者の名称 一般社団法人 絆

所 在 地 三重県亀山市阿野田町 1061-96

(設置目的)

第2条 将来的に介護福祉士として利用者の状態に応じた的確な介護や多職種との連携等を実践していくための 基本的な能力に加え、専門的な知識と実践的な技術を習得し、より質の高い介護サービス提供を行うことを目的とする。

(研修事業の名称)

- 第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。
 - 一般社団法人 絆 介護福祉士実務者研修

(研修会場)

第4条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は次のとおりとする。

所在地 三重県亀山市阿野田町 1061-96

(通信課程を行う地域)

第5条 通信課程を行う地域は三重県内とし、スクーリングは当社が定めた実施場所で実施する。

(研修期間・在籍年限)

第6条 研修期間は6か月とし、2年を超えて在籍はできないこととする。

※有資格者については下記(教育課程及び授業時間数)第11条の時間数に応じて受講期間短縮を適用する。

(定員及び学級数)

第7条 1学級の定員は10名以下とし、1年間の学級数は2学級とする。

(休業日)

- 第8条 原則、休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が認める場合には休業日を変更することがある。
 - (1) 年末年始 12 月 29 日~1 月 3 日
 - (2) 毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当施設が認めた日

(入学時期)

第9条 入学の時期は、保有資格により開催時期が異なるが、原則毎月1日もしくは15日とする。

(受講対象者・入構資格・選考)

第10条 受講対象者、入構資格、選考は次の者とする。

介護福祉士の資格を有しない者で、かつ、介護職員等として従事しようとする者又は現任の介護職員等として従事している者とする。また、テキスト・通学授業・添削課題等の研修全体が日本語で構成されているため、その読み書き・聞き取りが問題なくできる方とする。

(受講料)

第11条 受講料は次のとおりとする。(税込・テキスト代含)

受講予定者の有する資格	受講料
無資格者	130,000 円
介護職員初任者研修修了	80,000 円
ホームヘルパー3 級資格	100,000 円
ホームヘルパー2 級資格	80,000 円
ホームヘルパー1 級資格	60,000 円
介護職員基礎研修修了	30,000 円

※WEB 学習システム ID 発行料として 5,500 円が別途かかります。

(養成課程及び履修方法)

第12条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、通信指導及び面接授業とする。

(授業時間数)

第13条 研修を修了するために履修しなければならない授業時間数は、下記の通りとする。

科目	無資格者	介護職員 初任者 研修修了	ホーム ヘルパー 1級	ホーム ヘルパー 2級	ホーム ヘルパー 3級	介護職員基礎研修	履修方法
人間の尊厳と自立	5	0	0	0	0	0	- Web 学習
社会の理解 I	5	0	0	0	0	0	
社会の理解Ⅱ	30		0			0	
介護の基本 I	10	0	0	0		0	
介護の基本Ⅱ	20		0	0		0	
コミュニケーション技術	20		0			0	
生活支援技術 I	20	0	0	0	0	0	
生活支援技術Ⅱ	30	0	0	0		0	
介護過程I	20	0	0	0		0	
介護過程Ⅱ	25		0			0	
介護過程Ⅲ	45					0	スクーリング
発達と老化の理解I	10		0			0	
発達と老化の理解Ⅱ	20		0			0	- Web 学習
認知症の理解 I	10	0	0			0	
認知症の理解Ⅱ	20		0			0	
障害の理解 I	10	0	0			0	
障害の理解Ⅱ	20		0			0	
こころとからだのしくみI	20	0	0	0		0	
こころとからだのしくみⅡ	60		0			0	

医療的ケア	50						スクー
							リング
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	
免除時間数	_	130	355	130	30	400	

(募集手続及び本人確認の方法)

- 第14条 募集手続は次のとおりとする。
 - (1) 当社指定の「介護福祉士実務者研修受講申込書」に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。 科目の免除を希望する者については該当資格の資格証の写しを提出すること。ただし、定員に達した 時点で申込み受付は終了する。
 - (2) 当社は、書類審査及び面談の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。
 - (3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
 - (4) 本人確認書は、初回の講義時に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。

(受講申込締切)

第15条 申込締切日は開講日の2週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者 募集定員に達していない場合は、法人の判断により申込を受け付けることができる。

(受講の決定)

第16条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。 受講料の納入を確認した後、教材一式を発送するかオリエンテーション時に配布する。

(受講の手続き)

第17条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に受講料を納入しなければならない。 連絡がなく納入を期日までに実行しない場合、法人は受講を取り消すことができる。

(受講料の返還・解約の条件及び返金の有無)

第 18 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出が あった場合は法人規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とし、 事務手数料として返還額から 2,000 円を徴収する。

辞退を申し出た日	返還日
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(研修カリキュラム)

第 19 条 研修を終了するために履修しなければならないカリキュラムは、第 11 条の教育課程及び授業時間数とおりとする。

(使用教材)

第20条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護福祉士実務者研修テキスト(中央法規)

1巻:人間と社会

2巻:介護 I - 介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術-

3巻:介護Ⅱ-介護過程-

4巻:こころとからだのしくみ

5巻:医療的ケア

(通信学習の実施方法)

第21条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生は当研修で使用するテキストに沿って Web 学習システムにて自己学習し、当研修の定める期日までに学習を終了しなければならない。

(2) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、Web 学習システムを通じて受付し、担当講師が Web 上で回答する。

(介護過程Ⅲ・医療的ケアにおける面接授業の実施方法)

第22条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、 毎回出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、法人の定める期日までに通信学習を修了していることが条件である。

(補講について)

第23条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって当該科目を 受講したものとみなす。補講にかかる授業料については、1 科目につき 5,000 円(税込)を 受講者の負担とする。

(受講の取消し及び除籍)

- 第24条 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。
 - (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
 - (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
 - (4) 受講決定通知の受け取り後10日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払い意思または支払い能力がないと判断される者。ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当社)の意思を確認の上決定する。

(休学、退学、復学)

第 25 条

- (1) 受講生が疾病その他やむを得ない理由により継続して就学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。
- (2) 退学しようとする受講生は、退学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。
- (3) 前項により休学が認められていた者が復学しようとする時は、復学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。

(学習の評価・修了認定方法)

- 第26条 学習の評価及び研修修了の認定方法については次のとおりとする。
- (1) 通信学習は、WEB 学習システムにて当法人の定める合格基準 (70 点以上) に達するまで学習する。

- (2) 面接授業(介護過程Ⅲ) は、演習の全てに参加し実技の評価で合格すること。実技の評価は、下記の評価 基準を適用する。
- (3) 医療的ケアの評価については、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。
- (4) 面接授業(介護過程Ⅲ)及び医療的ケア(演習)で不合格の場合は、追試または別途補講を設けて合格に達するまで再評価を行う。
- ※ 面接授業の評価基準は 100 点を満点評価とし、A:90 点以上、B:80~89 点、C:70~79 点、D:70 点 未満の 4 段階で評価し、C以上の評価の受講生を合格とする。D評価の受講生については合格するまで学習を 繰り返す。
- ※ 面接授業における出席時間数が2/3に満たないものに対しては修了認定を認めない。

(修了証明書の発行)

第27条 修了を認定された者は、法人において修了証明書を発行する。

(修了証明書の再交付)

- 第28条 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
- (1) 再発行手数料 1,000 円 (税込)
- (2) 郵送料 370 円 (再発行書類はレターパックにて郵送する) ※振込手数料は修了者の負担とする。

(教職員の組織)

- 第29条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。
 - (1) 施設長
 - (2) 教務に関する主任者
 - (3) 介護過程Ⅲを担当する講師
 - (4) 医療的ケアを担当する講師
 - (5) 事務職員

(賞罰)

第30条 賞罰は以下のとおりとする。

受講者が指示に不当に従わなかったとき、受講者としての本分に反し故意に業務を妨害・破損する行為があり、 改悛の見込みがないときは、指導、警告、勧告及び退学とする。

(研修事業担当部署)

第31条 本研修事業は、当社の介護福祉士実務者研修センターにて執行する。

介護人材育成研修センター TEL: 0595-96-9208 FAX: 0595-82-9138

(その他留意事項)

- 第32条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設け、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付先 TEL: 0595-96-9208 FAX: 0595-82-9138

(2) 天災や、その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(情報開示)

第 33 条 一般社団法人 μ のホームページ内の介護福祉士実務者研修ページにて情報開示を行う。ホームページアドレス https://kizuna-kaigo.net/

(附則) この学則は、令和5年12月7日より施行する